

配水管工事に係る入札参加資格要件に関するQ&A

Q 平成22年4月1日以降に発注する配水管工事について、落札候補者となった場合、指定された講習会等を修了した者がいない場合はどうなるのですか？

A 落札候補者になった場合、事後審査で指定した講習会等の修了証等の写しが必要となりますので、配水管工事の入札に参加希望の方は、それまでに必ず指定した講習会等を修了した者を配置できるようにしておいてください。

Q 口径500mm以上の配水管工事で指定された講習会等を修了した者を配置することができれば、口径450mm以下の配水管工事の入札に参加することができますか？

A 口径450mm以下の配水管工事では、その指定した講習会等を修了した者でなければなりません。同様に口径500mm以上の配水管工事では、その指定した講習会等を修了した者でなければなりません。また、口径500mm以上と口径450mm以下がある配水管工事では、両方の指定した講習会等を修了した者を配置しなければなりません。ただし、ひとりが両方の指定した講習会等を修了した場合は一人配置でもかまいません。

Q 要件に、適正配置と記載されていますが、具体的にどういうことですか？

A 指定した講習会等を受講した者は、工事現場への常駐又は専任を求めていますので、複数の配水管工事に配置することができます。しかし、ほかの配水管工事や下水道工事などの主任技術者又は現場代理人である者は専任配置又は常駐配置でありますので、その者を配置することはできません。

ただし、同一工事であれば主任技術者と現場代理人とも兼ねることはできません。

Q 水道局で2月に行われた技術講習会に参加しましたが、この講習会は指定された講習会等と認められますか？

A 指定した講習会等を修了した者を対象としていますので、水道局で2月に行われた講習会は認められません。

また、これまでに指定した講習会等を修了した者は、その修了証等確認できるものがあれば認められます。